

平成 16 年度～平成 20 年度

箱根町財政再建プラン

平成 16 年 8 月

箱 根 町

はじめに

社会経済情勢が大きく変化し低迷する中、箱根町を取り巻く環境も変化しており、新しい時代に適応した財政体質を構築することが求められております。

また、同時に町財政は、経常的経費の増大等による危機的な状況下にあり、町財政の建て直しを図るため、平成 15 年度を「財政再建元年」と位置付け、財政再建対策本部会議及び行政改革推進本部会議を中心に、積極的な対応を図ってきたものでありますが、ここに、町の財政再建を効果的かつ計画的に推進するための指針として、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間の財政再建プランを策定しました。

今後においては、このプランに基づき、町の財政の建て直しを図るため、積極的な対応に努めて参ります。

目 次

1	財政再建の数値目標	-----	1
2	財政再建の基本的な考え方	-----	4
	(1) 財政再建の目的	-----	4
	(2) 基本的視点	-----	4
	(3) 推進期間	-----	4
	(4) 推進体制	-----	4
3	具体的な方策	-----	6
	(1) 過去の財政対策の内容	-----	6
	(2) 具体的な方策	-----	7
4	町の財政の現状と今後の見通し	-----	10
	(1) 拡大する経常的経費と減少する町税収入	-----	10
	(2) 経常収支比率の推移	-----	11
	(3) 財政硬直化の要因	-----	12
	(4) その他町財政に影響を及ぼす要因	-----	16
5	用語解説	-----	19

1 財政再建の数値目標

本財政再建プランは、町の財政の状況と今後の見通しを踏まえた上で、今後、町が取り組むべき目標を定めるとともに、効果的かつ計画的に推進するための方策を示すこととします。

財政再建へ向け、次の8つの目標を設定します。

目標1：経常収支比率（平成20年度末）80%以下

80%以下が適正な財政状況といわれている経常収支比率が、平成14年度の決算では85%を超え、平成15年度決算でも83%と、政策的事業に充てることができる財源が減少して財政が硬直化している状況です。

この、改善に向け、既に各種の取り組みを開始していますが、引き続き、財政再建対策本部会議、行政改革推進本部会議を中心に、経常的収入の増収や確保対策、経常的支出の抑制に向けた既成制度の見直しや、効率的な体制づくりに全庁的に取り組み、平成20年度末における経常収支比率80%以下を目標とします。

目標2：人件費比率（平成20年度末）：30%以下

町の一般会計支出総額のうち、人件費の占める割合「人件費比率」が、平成15年度決算では、37%となっています。

財政硬直化の一因である人件費の抑制、削減に努め、人件費比率30%以内を目標とします。

目標3：新規採用職員：退職者の1/2以内（5年間で20名以内）

人件費削減の取り組みの一つとして、平成16年度から平成20年度までの5年間で定年退職予定者50名に対し、補充する新規採用職員数は、効率的な行政運営のための組織機構の見直しや委託業務の推進などにより、平成17年度から平成21年度までの5年間における新規採用は、20名以内とします。

目標 4 : 公債費比率 (平成 20 年度末) : 15 %以内

大型建設事業実施のために借り入れた借入金の返済金 (公債費) がしばらくの間、毎年 11 ~ 12 億円前後の額を返済しなければなりません。

今後は、借入金を控えることにより、公債費の抑制に努め、公債費比率を 15 %以内とします。

目標 5 : 毎年度起債額 : 5 億円以内

公債費を抑制することとは、すなわち公債残高を減少させることです。

したがって、借入金 (起債) を抑制する必要がありますので、毎年度の起債額を 5 億円以内 (平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間の起債総額 25 億円以内) とします。

目標 6 : 財政調整基金に毎年 5,000 万円積み立て

社会経済情勢の悪化や、緊急に多額の財源を要する場合などのために、財政調整基金を設置していますが、長期にわたる不況により、財源確保のための取り崩しが続き、平成 14 年度末にはこの残高が約 2 億 2,000 万円となっていました。

このため、平成 15 年度には建設基金などの基金の見直し・統廃合を行い、財政調整基金の残高は約 3 億 2,000 万円となっていますが、この金額では、緊急時などの財源としては、不足していると考えます。

したがって、平成 20 年度末の残高目標を 6 億円とし、毎年度平均 5,000 万円の積み立てを行います。

目標 7 : 町税徴収率 : 90 %以上

町税収入は町の経常的な収入の 80 ~ 90 %を占め、自主財源の根幹であります。

重要な町の財源確保のために、納税者の利便性の向上や納税環境の向上に努める一方、税の公平性を確保するために、滞納者へは厳正な対応にあたることとし、徴収率 90 %以上を目標とします。

目標 8 : 一般会計から特別会計への繰出金総額 (毎年度) : 9 億円以内

町予算の基本である一般会計から国民健康保険や介護保険、下水道事業などの特別会計に対して、毎年、総額で約 10 億円を支出しています。(繰出金)

法律上、義務的に負担しなければならない金額などが多額に占めていますが、それぞれの特別会計においては、一般会計と同様、受益と負担の適正化や徴収率の向上などによる歳入確保に努めるとともに、事務的経費の節減などに努めながら効率的な特別会計事業の運営にあたることとし、一般会計から特別会計への繰出金の総額を 9 億円以内とします。

2 財政再建の基本的な考え方

(1) 財政再建の目的

多様な町民ニーズに応え、箱根町の持つすばらしい資源を生かした個性あるまちづくりを推進するため、硬直化した財政状況を打破し、弾力的な財政体質を確立するとともに、中長期的に安定した財政運営を可能とするため、身の丈にあった財政規模を実現することを目的とします。

(2) 基本的視点

財政再建にあたっては、次の基本的視点に立って取り組みます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 長引く景気の低迷の中、税収入の大幅な伸びは望めないという認識に立つ。② 最少の経費で最大の効果を実現することを目指す。③ 町の施策範囲、水準を見直す。④ 国・県の仕組や制度の改正を求める。 |
|---|

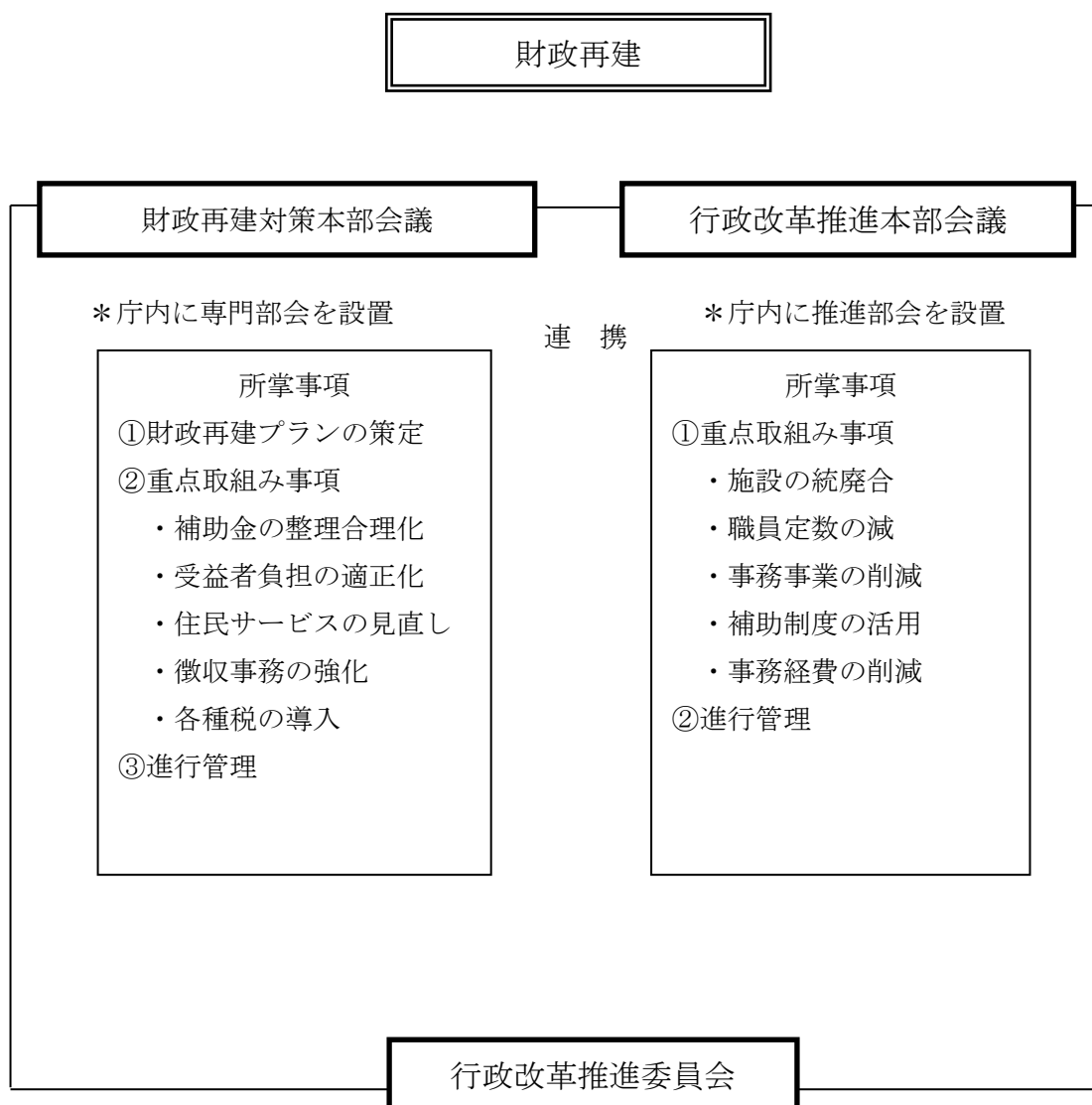
(3) 推進期間

早急に町の財政状況の改善を図るため、本プランは、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間で推進期間とし、財政再建に取り組むこととします。

(4) 推進体制

財政再建で取り組むべき事項を重点化し、財政再建対策本部会議及び行政改革推進本部会議を中心に連携して全庁的に取り組むこととします。

財政再建推進体制



3 具体的な方策

(1) 過去の財政対策の内容

最近 10 年間の予算編成時における大まかな編成方針は次のとおりです。

<経常経費>

平成 6 年度～平成 15 年度	前年度比 Δ 5%
平成 16 年度	前年度比 Δ 20%
(個別項目)	
・手数料、委託料	
平成 6 年度	前年度実績+4%以内
平成 7 年度～平成 8 年度	前年度実績+3%以内
平成 9 年度	前年度実績+2.8%以内
平成 10 年度	前年度実績+3%以内
平成 11 年度～平成 14 年度	前年度実績以内
平成 15 年度	前年度比 Δ 2%
・旅費	
平成 11 年度	日当改定
平成 13 年度	日当廃止
・補助金	
平成 11 年度	前年度比 Δ 5%

<事業費>

平成 10 年度～平成 15 年度	前年度比 Δ 5%
平成 16 年度	総合計画後期実施計画を基に、事業費の枠配分

(2) 具体的な方策

ア 財政再建対策本部会議で取り組むべき重点事項

① 補助金等の整理合理化

政策的補助を除き、補助金等の支出の根拠、その効果や受益度を検討し、聖域なきスクラップビルドの方針を貫き、縮小整理に努めます。

総合計画推進に寄与する事業実施経費の補助や町の地域的な特殊事情による費用負担を軽減するための補助などに細分化・明確化し、かつ原則として補助率は2分の1以内とします。

② 使用料、手数料等、受益者負担の適正化

全ての使用料、手数料等について検証し、使用料は、それぞれに必要な経費と効果との均衡を考慮して公正妥当な料金を検討するとともに、他市町との比較のうえ、受益者負担を考慮し適正な料金について検討します。

使用料・手数料設定の方法や行政関与の範囲等を具体的に明確化し、使用料・手数料設定の基本方針を作成します。

③ 住民サービスの見直し

サービスの実態を把握して納税対行政サービスの効果を考慮し、無理の無い計画導入を心がけます。

国、県の基準以上のサービス及び他市町村とのサービス水準について考察します。

住民サービスを「住民に対して町がもたらす便益で、それに係る費用は料金または税金により賄われるもの」という観点からサービスの見直しを進めます。

④ 徴収事務の強化

滞納整理に係る基本方針を作成し滞納者に対する町の対応方針を明確にするとともに、新規滞納者の抑制に努めます。

⑤ 各種税の導入

都市計画税など新税の導入のほか、現行税制内での対応方法について検討するほか、県の水源環境税等の動きに注視する等、住民負担力も勘案し検討します。

イ 財政再建対策本部会議の経過

平成 15 年 2 月 26 日に、「箱根町財政再建対策本部会議設置要綱」が施行されたことにより、箱根町の財政再建に向けての取組みが始まりました。

その後、平成 15 年 4 月 30 日に施行された「箱根町財政再建対策本部会議専門部会設置要領」により 5 つの部会を設置し、重点的に取り組むべき事項について調査・研究を行います。

ウ 行政改革推進本部会議で取り組むべき重点事項

① 施設の統廃合

施設の維持管理費が増大する中で、施設の統廃合を積極的に行い、維持管理費の削減に努めます。

また、施設統廃合に伴う職員再配置の検討が重要であることから、職員定数との両面から検討します。

② 職員定数の減

定年退職者に対する新規補充は、退職者数の 2 分の 1 を上限とし、民間活力の導入による効果的・効率的な行政運営や、町民（民間）と行政の協働や役割分担の見直しを含め、今後の定数管理・組織機構の見直しを実施します。

また、事務吏員と技術吏員の配置割合について検討することとし、職種の変更も視野に入れます。

③ 事務事業（サービス）の削減

経費の削減は、事務事業の見直しを積極的に進める必要があります。そのことから、法律上必要な事務と、町独自のサービスとに分け、町独自のサービスについては、近隣市町村のサービスなどを参考に、内容を見直します。

また、各種団体等に支出されている補助金についても見直しを進め、団体の運営のための補助金については原則廃止する方向で検討します。

今後は団体の存続のための補助ではなく、実際にその団体が実施する内容が総合計画に寄与する場合に補助を行うこととします。

各種行政委員等に対する報酬・謝礼については、4 時間以内の会議の場合報酬等額を 2 分の 1 以内とするなど、対策を講じます。

④ 補助制度の活用

国の三位一体の改革の中で、補助制度の一般財源化が行われ、普通交付税不交付団体である当町にとっては、実質的な補助制度の廃止となっています。

こうした中、各種事業を展開する上で、国や県の補助制度だけでなく、各種団体（財団法人等）の助成制度の活用を図る必要があります。また、助成制度の活用に際しては、広域連携による事業展開について助成する制度もあるため、SKY 広域圏・県西地域広域市町村圏協議会・西さがみ連邦共和国等近隣市町村との連携を強め、町単独の施策でなく、圏域で実施する施策に方向転換するなど、費用の削減を図るよう今後の方策を検討します。

⑤ 事務経費の削減

平成6年度予算から、経常経費の削減を実施しており、通常的事務経費の削減については職員も努力してきておりますが、今後もさらなる努力・見直しにより、経費削減に努めてまいります。

<主な削減内容>

- ・人件費の削減

 - 時間外勤務手当の縮減、退職時特別昇給の廃止

- ・委託経費等の削減

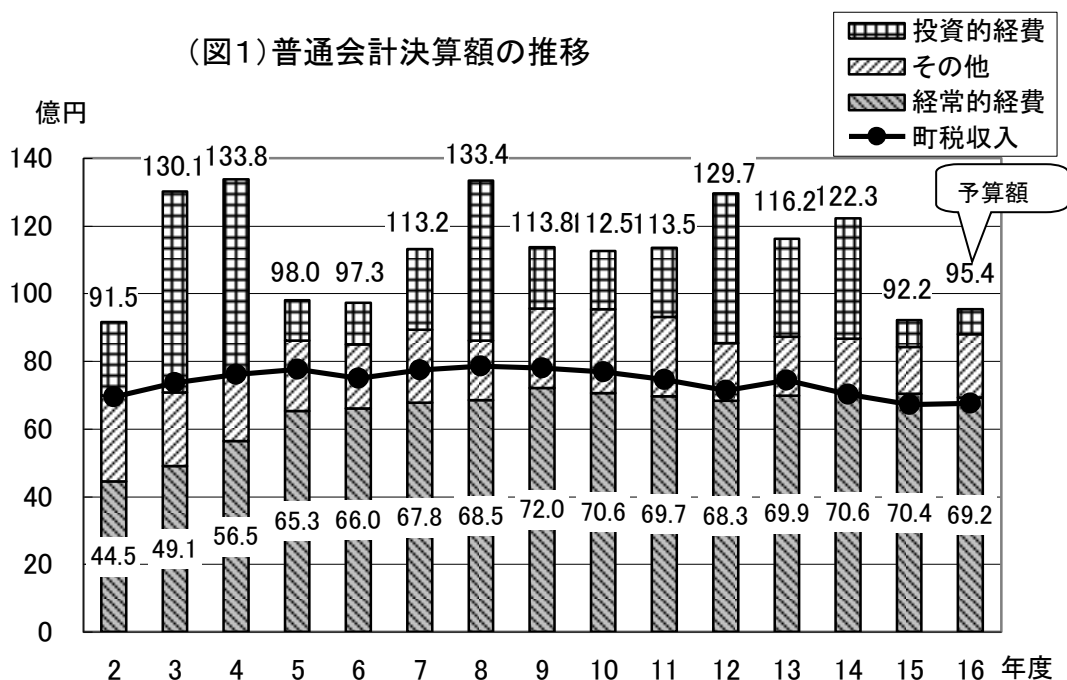
 - 暖房・冷房設定温度の変更、庁舎施設等維持管理経費の削減・自主管理の推進、庁内印刷

4 町財政の現状と今後の見通し

(1) 拡大する経常的経費と減少する町税収入

図1は、平成2年度以降の箱根町の決算額をあらわしています。各年度の大型建設事業の実施状況によって決算総額に違いはありますが、経常的経費は年度を追うごとに増加している状況です。人件費や扶助費、借入金の償還費（公債費）などの義務的経費、また施設管理費や経常的に行う事業施策経費などの経常的経費の増加がその理由です。

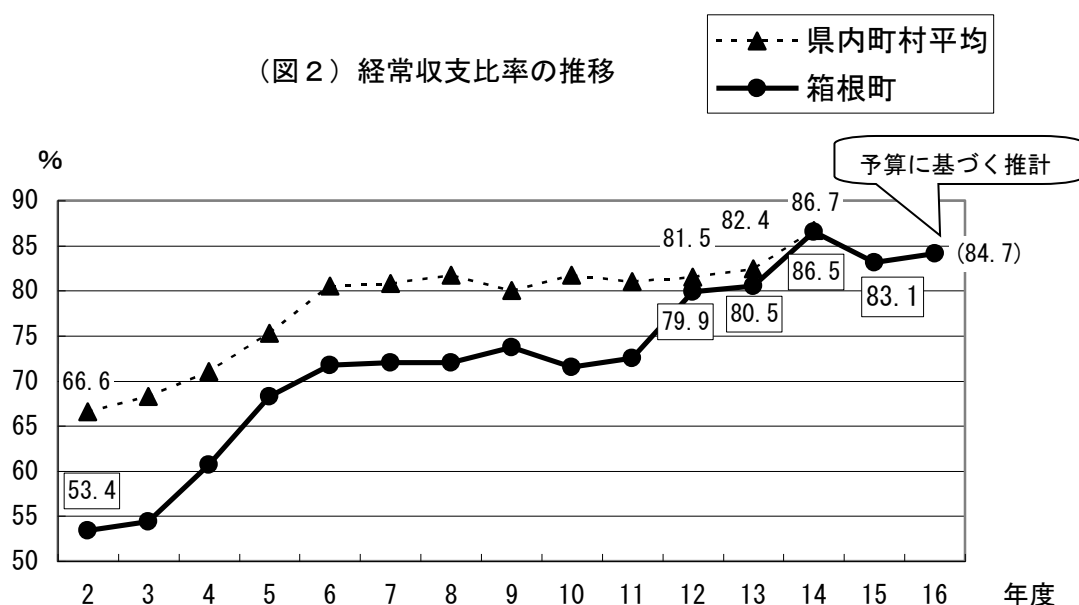
一方、町民税や固定資産税などの町税は、毎年経常的に入り、かつ用途が限定されない、町の主な財源です。平成6年度の国による特別減税での減収を除けば、平成8年度まで、わずかではありますが増収傾向にありました。しかし、平成8年度以後は近年の社会経済情勢に伴う地価の下落や保養所等の閉鎖、人口流出などを反映し、固定資産税や個人町民税などの減収により、町税収入は4年連続して減収となっている状況です。平成13年度には、日帰り入湯税の課税や固定資産税課税定額超過分（県課税）が町課税となったことにより増収となりましたが、平成14年度には、継続する景気低迷の影響から、再び減収傾向になっています。



(資料：地方財政状況調査)

(2) 経常収支比率の推移

経常収支比率とは、地方自治体の財政状況を示す指標のひとつとして用いられ、町税や地方譲与税、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金など自由に使えて経常的に収入される財源が、人件費や扶助費、借入金の償還費（公債費）のほか毎年必要な経常的経費にどれだけ充てられるかの指標です。一般的に70～80%が適正水準といわれ、これを超えると道路や施設整備などの投資的事業のほか、新規事業の実施や重点施策を充実させることもできなくなる、いわゆる財政の硬直化を招くということになります。



箱根町では、平成3年度から平成5年度にかけて、町税収入など経常的収入の伸び以上に、人件費や新たに建設した森のふれあい館、ごみ処理施設などの施設管理費の増が大きく、経常収支比率が非常に高くなってきました。その後は事務合理化のほか、平成8年度に完成した総合体育館も含め、すべての施設管理費など各種経費節減により経常的支出の抑制に努めてきました。

しかし、経常収入の落ち込みが大きくなる一方、借入金の償還費（公債費）が多額になり、経常収支比率は平成13年度に80%を超え、経常経費の抑制に努めているものの、町税などの経常収入の減収が大きく、平成14年度86.5%、平成15年度83.1%となっています。

今後も町税収入などの増収を見込むことは大変厳しく、一方では平成18年度までは公債費が増加するのは決まっていますので（次ページ図3参照）、財政の硬直化がさらに深刻になることが推測されます。

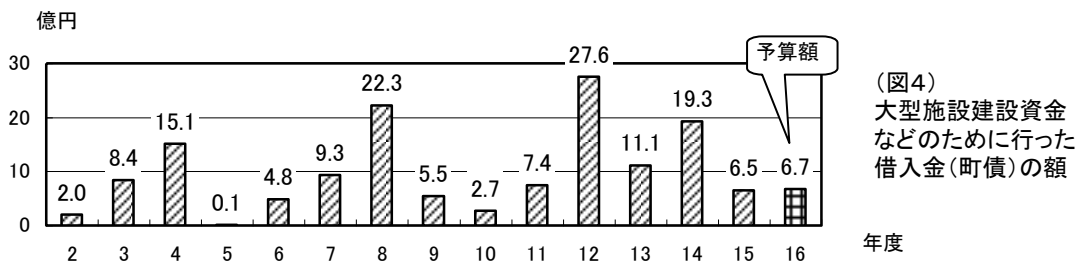
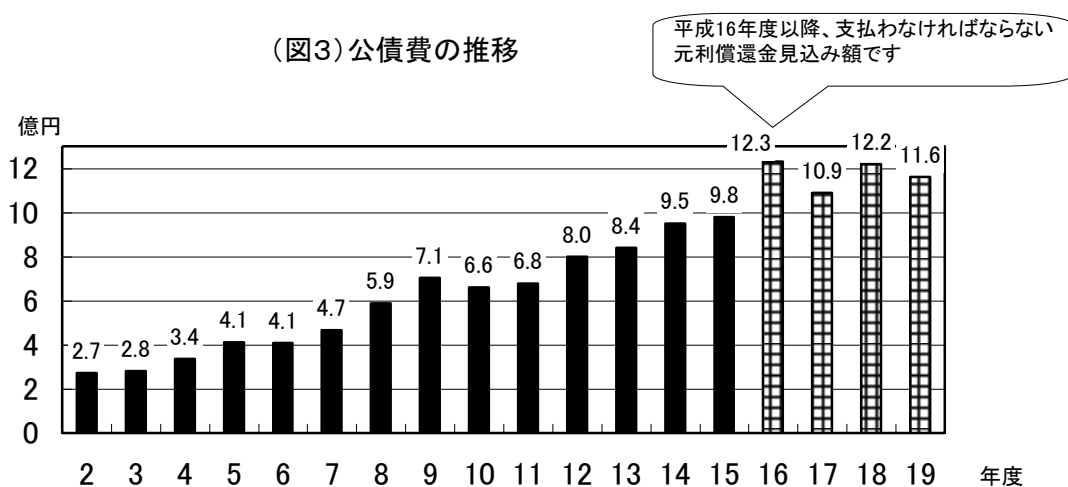
(3) 財政硬直化の要因

ア 施設建設などのための借入金償還金（公債費）の増加

新しい施設建設の資金については、将来利用する町民からも応分の負担をお願いする考え方から、借入金（町債）をして10年から20年の期間で返済しています。

公債費とは、これら町債の元金及び利子の償還費（返済に充てる経費）のことで、箱根町では近年、大型施設の建設が相次いだことに加え、財源不足を補てんするための借入れ（減税補てん債や臨時財政対策債）を行ったため、公債費が大幅に増加しています。

(図3) 公債費の推移



(図4) 大型施設建設資金などのために行った借入金(町債)の額

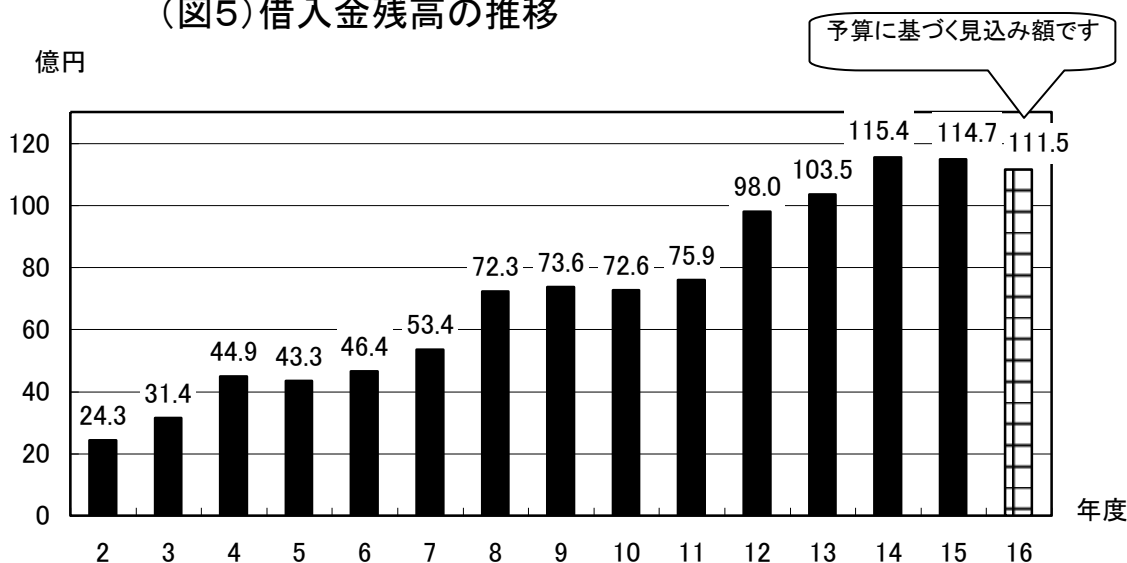
- 主な施設 ごみ・粗大ごみ処理施設（2～4）、森のふれあい館（2～3）、
 役場分庁舎・宮城野小学校（3）、総合体育館（6～8）
 一般廃棄物最終処分場（7～8）宮城野町営住宅（8～10）
 庁舎耐震化・東光庵（11～12）、消防庁舎・湯本大橋耐震化（12）、
 さくら館（11～13）、一般廃棄物最終処分場（13～14）、
 箱根関跡（12～16）、仙石原幼児学園（14）、山崎集会所（14）
- その他借入金 減税補てん債（6～）、臨時財政対策債（15～）

(図5)は、各年度末の借入金残高の状況です。大型施設建設事業の実施のための資金を必要としていた結果ですが、平成13年度末には借入金残高が100億円を超えることとなりました。

今後は、毎年度の借入額は元金償還金以下に止め、借入金の残高を減少させ、公債費の抑制に努めなければなりません。

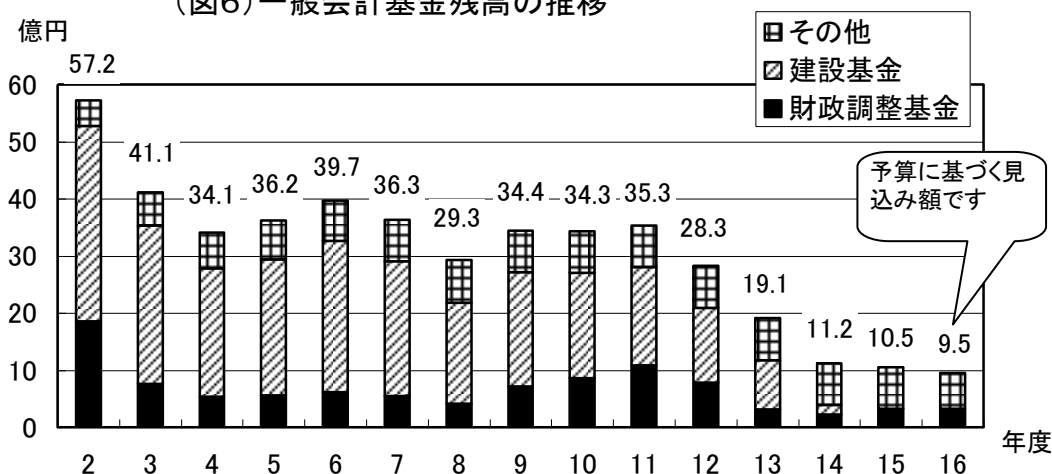
(平成16年度は元金償還金9億9千万円に対し、借入金予算額を6億7千万円としましたので、年度末残高は3億2千万円減少する見込みです。)

(図5)借入金残高の推移



また、事業資金としては、借入金以外にも財源として基金繰入金（貯金の取り崩し）も行ってきました。その結果、借入金とは反対に（図6）のとおり残高が少なくなってきました。

(図6)一般会計基金残高の推移



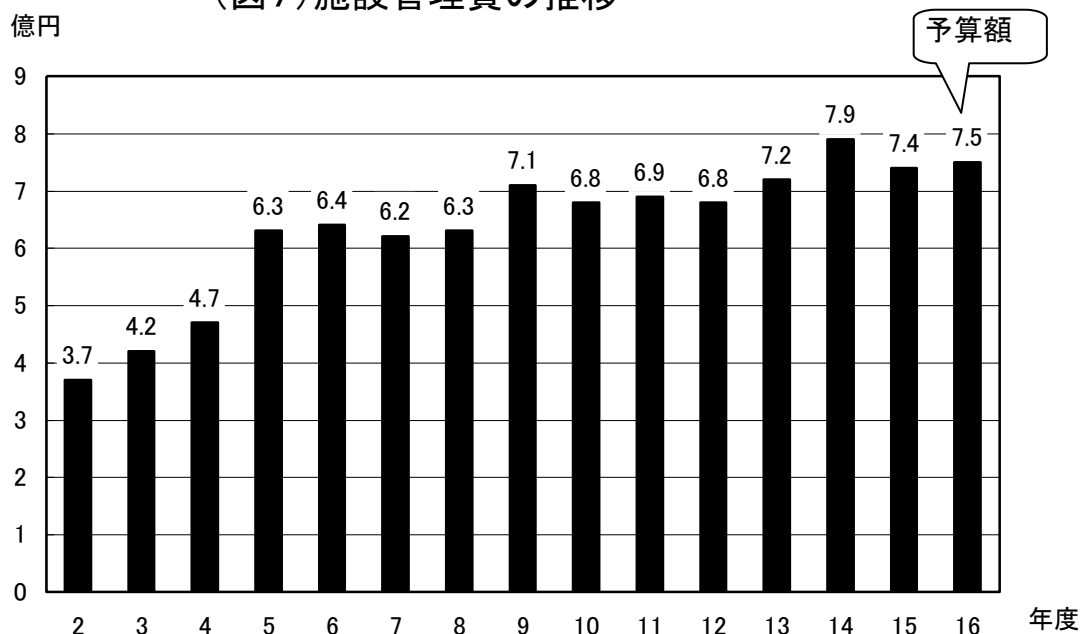
イ 公共施設建設に伴う施設管理費の増加

(図7)は、近年の公共施設の維持管理費の状況です。

各種の行政需要に対応し施設建設を進め、平成3年度、役場分庁舎、森のふれあい館、平成4年度、ごみ・粗大ごみ処理施設、平成8年度、総合体育館、平成12年度、消防庁舎、平成13年度、総合保健福祉センター、平成14年度、仙石原幼児学園など、新しい施設の建設とともに、管理費は大きく増加していますが、徹底した経費節減によりその抑制に努めています。

しかし今後は、老朽化が進む施設の改修費などが増加要因になります。

(図7)施設管理費の推移



(資料：決算額等に基づく概算集計)

平成15年度の主な施設の管理費（人件費・大規模改修費等は除く）

- ・ごみ・粗大ごみ処理施設 1億8,300万円、し尿処理施設 6,700万円
(ごみ・粗大ごみ施設は、この他に毎年約1億円前後の大規模改修費がかかっています)
- ・本庁舎・分庁舎 4,900万円、消防庁舎(署・所含む) 3,000万円
- ・やまなみ荘 1,300万円、さくら館 1億2,300万円
- ・森のふれあい館 1,600万円、公園 3,000万円
- ・小中学校(校舎整備等除く) 8,600万円、幼稚園・保育園 1,800万円
- ・総合体育館 5,200万円、公民館 3,700万円、郷土資料館 2,100万円

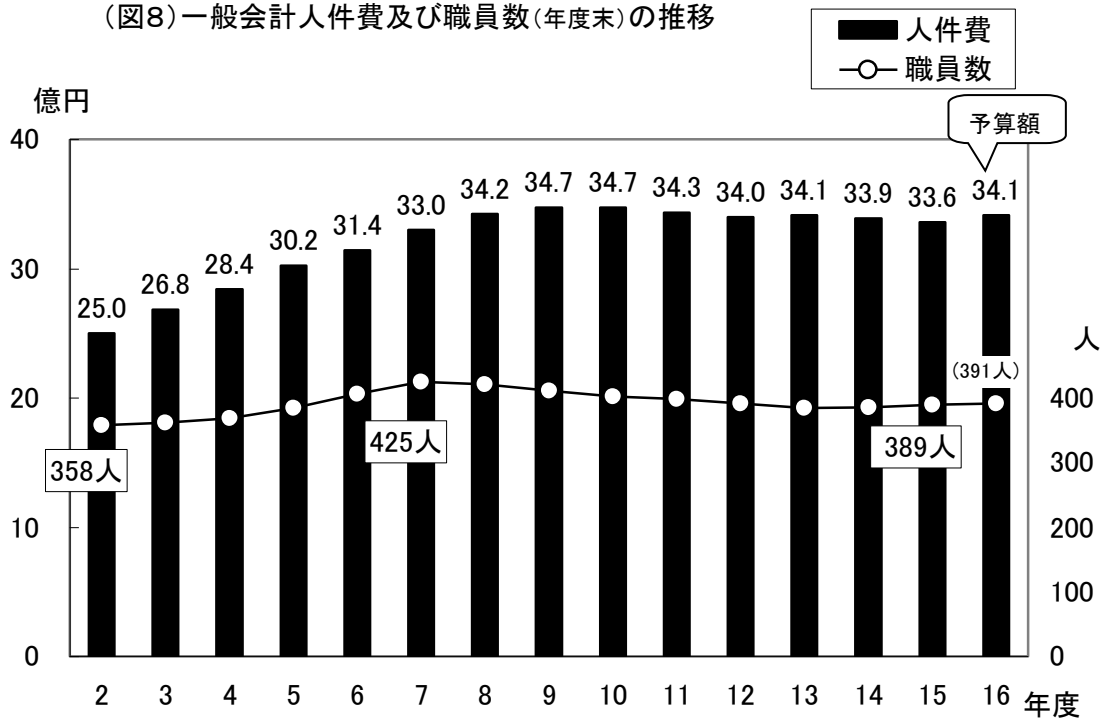
(平成16年度は当初予算額に基づく概算集計)

ウ 人件費の増加

人件費の基礎となる職員数について、増大する行政需要（公共施設建設、消防分遣所での救急業務の開始、老人福祉法等の改正による権限委譲など）に応えるための増員を図ってきた結果、平成7年度に過去最大の職員数となり、これに伴い人件費の増となってきましたが、平成8年度以降は順次職員数を削減するとともに、組織の改編や事務処理の合理化、各種職員手当の見直しなどによって人件費の抑制に努めてきました。

しかし、今後は、共済組合への負担金の増額や長期勤続年数の退職者の増加に伴う退職金（町は退職手当組合への負担金）の増額など、間接的な人件費が急速に増えることが予測されます。

(図8)一般会計人件費及び職員数(年度末)の推移



(4) その他町財政に影響を及ぼす要因

ア 特別会計への繰出金

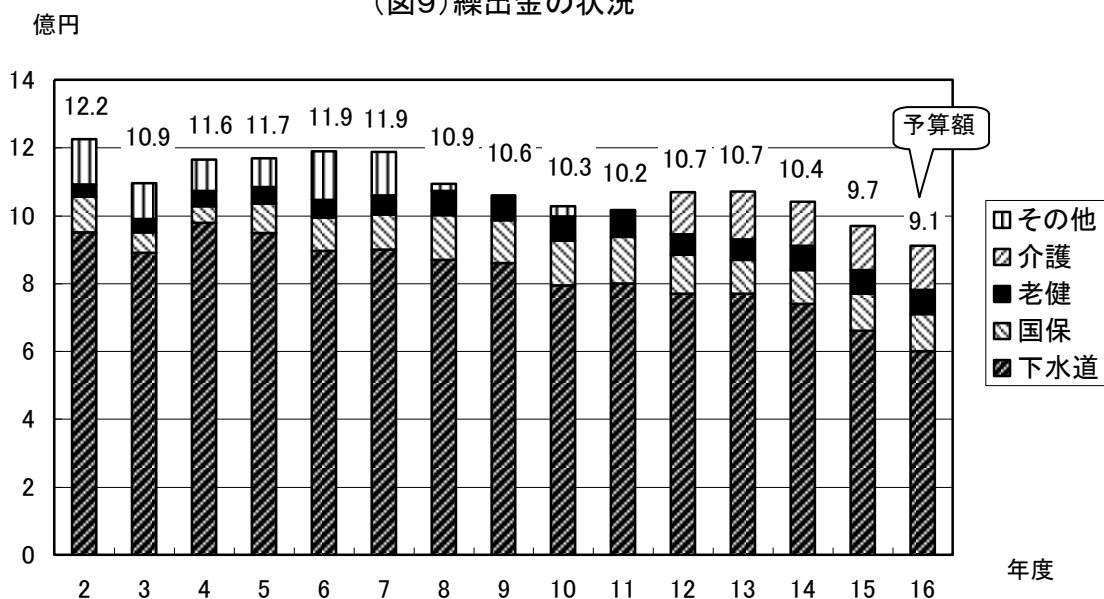
地方公共団体の会計は、行政運営の基本的な経理を行う会計（一般会計）のほか、特定の事業目的のために、一般会計とは別に経理を行うための会計（特別会計）を設置しています。

箱根町では、国民健康保険特別会計ほか9特別会計（その他に1企業会計（水道事業））を設置して会計を区分し、独立採算を基本としています。

繰り出しとは、一般会計と特別会計または特別会計相互間の予算の充用の方法です。例えば特別会計の歳入の不足を補うための一般会計からの繰出し、また国民健康保険、老人保健、介護保険の各特別会計に対し制度的に行う一般会計からの繰出金、あるいは特別会計の収益事業等に剰余を生じた場合に一般会計に繰り出す場合などがあります。

箱根町では、毎年、一般会計から下水道事業特別会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、介護保険特別会計（平成12年度から）などに繰り出しを行い、平成14年度までは総額で10億円以上を支出していましたが、平成15年度には、各特別会計においても一般会計と同様、経費節減や効率的な会計運営に努めた結果、繰出金総額は9億6,700万円となっています。

(図9) 繰出金の状況

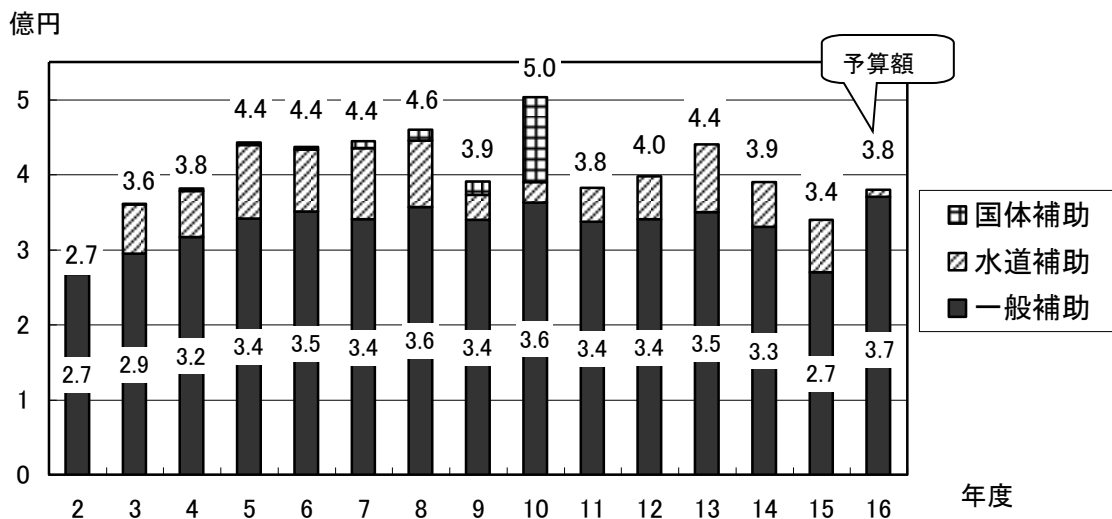


イ 補助金支出額の増加

地方自治法の規定により地方公共団体は、公益上必要がある場合において寄付または補助をすることができる定められ、箱根町でも、自治活動の育成から福祉増進、産業振興また文化・教育の助成など広い分野にわたり各種の補助金や負担金、交付金を支出しています。

地方自治法の補助をすることができる規定の趣旨は、地方公共団体の財力に余裕があり、かつ助成することにより当該自治体の公益を増進させるものであるとされていますが、(図10)のように増加傾向にあった補助金支出額が財政硬直化の要因になりかねない状況ですので、補助制度の適正な運営のための見直しに取り組んでいます。

(図10)補助金支出額の推移



箱根町では次の三区分に分類して執行状況を管理していますが、平成16年度から補助金等交付規則を改正し、補助区分・補助目的を明確化して、事業補助を主体とする補助制度への見直しを行っています。

- 1) 運営補助 各種団体の運営費等に対する補助
- 2) 事業補助 各種団体等の行う施設建設や改修、また特定事業などの実施経費に対する補助
- 3) 個人補助 利子補給や交通費補助、奨励補助など町民個人等に対する補助

(表1) 平成15年度補助金交付状況 (決算額)

区分	件数	交付額
運営補助	70件	1億4,566万円
事業補助	39件	1億805万円
個人補助	24件	8,594万円
計	133件	3億3,965万円

ウ 今後の財政見通し（事業費充当一般財源）

今までの状況を踏まえ、今後の財政見通しを町の予算編成の方法に基づき、一般会計の経常収入・経常支出、及び差し引き事業費充当一般財源額を推計すると、表2となる見込みです。

平成15年度までは、財政調整基金や建設基金などの取り崩しを行い、事務事業を実施してきましたが、今後は各基金の残高が少なく（表3）、財源として見込むことができない状況となり、従来と同じように事業を実施することが難しくなります。

（表2） (予算額及び推計額 単位：億円)

年 度		14	15	16	17	18	19	20
経常 収入	町税	71.2	67.7	67.5	67.6	66.1	66.3	66.5
	その他	16.4	19.0	18.8	15.2	15.0	15.5	15.1
	うち減税補てん債	--	1.4	3.0	1.2	1.2	1.2	1.2
	うち臨時財政対策債	--	3.2	1.9	--	--	--	--
	うち財調基金繰入金	1.2	--	--	--	--	--	--
	計①	87.6	86.7	86.3	82.8	81.1	81.8	81.6
経常 支出	人件費	35.2	34.9	34.1	33.9	33.8	33.6	32.8
	経常経費	18.8	19.6	18.8	19.3	18.9	18.9	18.8
	公債費	9.5	9.9	12.2	10.9	12.1	11.6	10.2
	計②	63.5	64.4	65.1	64.1	64.8	64.1	61.8
事業費充当一般財源 ①－②		24.1	22.3	21.2	18.7	16.3	17.7	19.8
参考 事業充当建設基金		6.9	0.7	--	--	--	--	--

（表3）平成15年度末基金見込み高（単位：億円）

財政調整基金	3.2
宿泊者災害見舞基金	2.5
資源保全基金	2.1
社会福祉基金	1.2
国際交流基金	1.0
町有林、褒章基金	0.5
合 計	10.5

※ 平成15年度に基金見直しを行い、建設基金を廃止して、財政調整基金に一本化しました。

また、宿泊者災害見舞基金は、内容を見直し、平成16年度から「災害支援基金」として活用することとしています。

5 用語解説

【一般会計】

地方公共団体の行政運営の基本的な経費が計上される会計をいいます。通常、議会費、総務費、民生費など 13 の区分（「款」という）で構成されている。現在のように広範多岐にわたる行政の活動に対し、より合理的な方法で経理を行うため、一般会計のほかに特別会計が設けられています。

【一般財源】

財源の使途が限定されず、どのような経費にも使用できるもので、その主な内容は町税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、地方交付税などです。

【義務的経費】

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ、任意に削減できない極めて硬直性が強い経費のことであり、人件費（職員給与など）、扶助費（生活保護費など）、公債費（町債の元利償還額）の合計をいいます。

【繰出金】

一般会計、特別会計間相互における資金を移動する場合の歳出科目として使われる用語をいいます。

【経常収支比率】

普通会計における、地方税等の毎年収入される一般財源収入が、人件費、扶助費、公債費等の毎年必要な経常的経費にどの程度充てられているかにより、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標のことをいいます。

【減税補てん債】

個人住民税等の税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために借り入れる特別な地方債で、税の替わりとしての性格をもちます。

一般的な地方債が、財源にできる対象事業が限定されているのとは違い、減税補てん債は、一般財源と同様に建設事業以外の経費にも充当できます。

【公債費比率】

普通会計における公債費（町債の元利償還額）に充てられた一般財源等の標準財政規模に対する割合を示す指標のことをいいます。

【財政調整基金】

税が大幅な増収となった場合などに積み立て、翌年度以降に経済情勢の変動などにより財源が著しく不足する場合に取り崩すことによって、年度間の財源を調整するための基金をいいます。

【三位一体改革】

国が地方分権を進めるにあたって、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、「国から地方への税源移譲」「国庫補助負担金の削減」「地方交付税の見直し」を一体的に行うものをいいます。

【人件費比率】

普通会計に占める人件費の割合を示す指標のことをいいます。

【地方分権】

国と地方公共団体がそれぞれ分担すべき役割を明確にし、住民にとって身近な地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることをいいます。

【地方交付税】

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国が地方公共団体に対して交付する税のことです。その財源には、国税のうち、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税それぞれの一定割合の額を用いています。

地方交付税には、一定の算式により交付される普通交付税と災害等特別の財政事情に応じて交付される特別交付税があります。

【特別会計】

特定の事業・資金などについて、特別の必要がある場合に、行政に要する収支を総合的に経理する一般会計から区分して、その収支を別個に経理するための会計のことをいいます。

現在、箱根町では、国民健康保険、老人保健、介護保険、温泉財産区、宮城野財産区、仙石原財産区、蛸川財産区、温泉、育英奨学金、下水道事業の10特別会計を設置しています。

【標準財政規模】

一般財源ベースでの標準的な財政規模を示すもので、標準税率で計算した町税、それに譲与税、交付金等、さらに普通交付税の一般財源を加えた額です。

なお、箱根町は昭和 32 年度が、普通交付税最終交付年度で、現在は交付されていません。

【普通会計】

地方財政全体の分析、財政状況の把握などに用いる統計上、観念上の会計であり、国の定める基準により公営企業会計以外の統一的に再構成した地方公共団体の会計のことをいいます。

箱根町では、一般会計と育英奨学金特別会計を合わせたものになります。

【臨時財政対策債】

バブル崩壊や景気低迷などにより、地方交付税の基となる国税 5 税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の収入額が落ち込み、地方の財源不足を補うために必要な分の地方交付税の財源を確保することが出来なくなりました。

そこで、平成 13 年度から各地方公共団体で借金をして、地方交付税に変わる財源とする特別な地方債のことです。